

質問に お答えします

問 私は建築会社で大工として勤務していますが、業務中に金槌で指を強打してしまい、左人差し指を骨折してしまいました。当初は打撲かと思い、しばらく様子見をしていましたが、痛みが引かないので病院に受診しました。しかし、誤って医療機関の窓口で健康保険証を提示してしまいました。労災保険へ切り替えたいのですが、どうすればいいでしょうか？

受診している医療機関は労災保険の指定医療機関

問 災害も初診日も2ヶ月ほど前です。実は先日、医療機関の窓口でこの話をしたら「今さら様式第

5号を持って来られても、既に健康保険から診療報酬を受けているため労災保険への切り替えはできません」と言わされたので、治療機関が健康保険にレセプト請求をする前だと思いますので、すぐに医療機関の窓口へ電話連絡して「労災扱いでお願ひします」と頼んでみてください。

答 どれくらい前の電話でですか？ 受診が現在と同月内であれば、まだ医療機関が健康保険にレセプト請求をする前だと思いますので、すぐに医療機関の窓口へ電話連絡して「労災扱いでお願ひします」と頼んでみてください。

おそらく「様式第5号

関になつてているようです。

問 事業主証明と必要事項を具備して窓口に持つて来てください」と言われます。この場合は簡単に労災保険への切り替えができます。この場合は簡単に労災保険への切り替えができますし、様式第5号と引き換えるに3割負担分が返金されるはずです。

答 制度上、健康保険扱いのまま3割の自己負担分のみを労災保険で支給

業務災害にかかる療養について、 健康保険を誤使用した場合の手続き

問 現在も治療が継続中のですが、

明してください。健康保険において内容を確認後、第5号（事業主証明が必要）を提出いただければ、以後は健康保険扱いでなくなるため、今後、窓口での負担は必要なくなります。

問 痘瘍も初診日も2ヶ月ほど前です。実は先日、医療機関の窓口でこの話をしたら「今さら様式第

5号を持って来られても、既に健康保険から診療報酬を受けているため労災保険への切り替えはできません」と言わされたので、治療機関が健康保険にレセプト請求をする前だと思いますので、すぐに医療機関の窓口へ電話連絡して「令和〇年▲月から■月まで受診している治療費を健康保険から労災保険に切り替えることができます」とお伝えください。

答 手続きを医療機関の流れと同じですが、様式

は第7号(2)となります。

答 医療機関窓口に様式第5号（事業主証明が必要）を提出いただければ、以後は健康保険扱いでなくなるため、今後、窓口での負担は必要なくなります。

問 労災請求にあたって他に気を付けることはありますか？

答 お怪我をされてすぐ医療機関に受診され、おられないようですが、労災保険の請求書の災害発生状況欄に、受診までの経過を記載してください。また、建設現場での災害とのことですですが、建設業の場合は労災保険の請求書に記載いただく労働保険番号及び事業主証明は所属事業場ではなく元請事業主（発注者から直接建設工事を請け負った事業主）となりますのでご注意ください。

答 分かりました。ありがとうございました。

答 お大事になさつてくれます。